

十九八七	六	五	四	三	二	一	〇 財務省告示第百七十七号
初期利子	利	發行単位	振替額	最低額	発行額	用等	基づき個人向 け国債の發行等に 關する省令（平成十四年 財務省令第六十八号）
率	行	価格	面金	額	額	の条項	告示第十四項の規定に 基づき、平成二十七年四月十五日 に發行した個人向 け国債の發行等に 關する省令（平成十四年 財務省令第六十八号）
利子	行	価格	面金	額	額	の条項	告示第十四項の規定に 基づき、平成二十七年四月十五日 に發行した個人向 け国債の發行等に 關する省令（平成十四年 財務省令第六十八号）
た	期	平年額	平年額	す	額の振替	一	個人向 け利付國庫債券
金	と	○面成	○面成	る	の記載法	十	（固定・
を	し	・金二十	・金二十	。	整數倍の規	萬	特別會計に 關する法律（平成 九年法律第二十三 号）
支	、	〇額七十	〇額七十	。	定の金額は記	四	（平成十三年法律第七十五 号）
払	、	次七年五百	次七年五百	。	定による最	千	（平成十四年法律第 四十六号）
う	。	十五年四月	十五年四月	。	低額による振	七	（平成十四年法律第 四十七号）
式	。	十月セント	十月セント	。	替口座簿	八	（平成十四年法律第 四十八号）
た	だ	十五年五月	十五年五月	。	と金額と	九	（平成十四年法律第 四十九号）
よ	り	日	日	。	と金額と	。	（平成十四年法律第 五十号）
算	、	算出	支払	。	と金額と	。	（平成十四年法律第 五十一号）
支	、	支	支	。	と金額と	。	（平成十四年法律第 五十二号）
払	、	し	し	。	と金額と	。	（平成十四年法律第 五十三号）

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100}$$

初期利子支払期の6カ月前の日から発行日までの日数

୩
୮
୮

(二) 平成二十八年十月十五日以

後の総額面金額十経過利子に相当する金額—利子に相当する金額

十七 中途換金の特例

払元
場利所
金支

日本銀行